

1 いじめ防止対策の基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71条）第13条に基づき、北海道北見商業高等学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための校内体制について定める。

2 いじめ防止対策の基本方針

（1）いじめの定義

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法、第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

いじめとは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）具体的な態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

＜文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より＞

（3）基本方針

「いじめは、どの生徒でも、どの学級にも起こり得る」という認識のもと、いじめ防止のための対策を次の基本方針として定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ行為は、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒に理解できるよう指導する。
- ③ いじめの問題への対応は、学校における重要課題のひとつであり、教職員の生徒に対する生徒観や指導の在り方が問われる問題であるため、一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で対応する。
- ④ いじめの問題への対応では、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や、生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけさせるなど、望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ いじめの問題への対応には、保護者と十分な連携を取りながら信頼関係を構築し、関係諸機関との連携協力に努める。
- ⑥ 教職員の言動が大きな影響力を持つことを自覚し、生徒との適切な関係を構築する。

3 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止やいじめに関する対応を組織的に行うため、校内に『いじめ防止対策委員会』を設置する。

(2) いじめ防止対策委員会の構成

◎教頭 ○生徒指導部長 ・教育相談担当 ・保健部長 ・各学年主任

必要に応じて担任、部活動顧問、養護教諭、PTA会長、学校医等を参集する。

(3) いじめ防止対策委員会の役割

『いじめ防止対策委員会』は、生徒指導部等と連携を図りながら、次の各項目の実施について統括する。

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの点検・評価の実施
- ② いじめ防止等に係る年間計画の作成及び検証
- ③ いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ④ いじめ防止等に係る校内研修計画の策定及び関係機関との連携
- ⑤ いじめ防止等に係る相談窓口の設置
- ⑥ いじめ防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発
- ⑦ いじめが発生したときの対応（聴取・指導・支援体制）
- ⑧ いじめ等の情報の収集、記録、共有
- ⑨ 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- ⑩ 必要に応じた心理カウンセラー等外部専門家の招聘

4 いじめ防止対策に関する措置

(1) いじめの未然防止

- ① いじめを許さない学校・学級づくり
 - 教職員の人権意識
 - 具体的ないじめの態様の周知
 - いじめを許さない生徒を育てる教育活動
 - いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取り組み
 - 教育相談体制の充実
- ② いじめの未然防止の方策
 - 学級経営の充実
 - ・生徒に対する教職員の受容的・共感的な態度により、生徒一人一人の良さが発揮され、お互いを認めあう学級（集団）づくり
 - ・生徒の自発的・自主的な活動の保証と、規律と活気のある学級（集団）づくり
 - ・正しい言葉遣いのできる学級（集団）づくり（相手を考えない安易なことばへの指導）
 - ・学校や集団のルールが守られるよう継続的な指導（粘り強く毅然とした態度で指導）
 - ・いじめアンケート等の調査や検査、欠席・遅刻・早退、保健室利用状況等による生徒の実態把握

- ・担任（教員）として、自らの学級経営の在り方を生徒に伝え、見通しをもって進める
- 授業時における生徒指導の充実
 - ・わかる授業の実践によって生徒の学びの保障
 - ・授業中の規律を守らせる授業づくり
- 倫理観・道徳観の育成
 - ・思いやりや生命を大切にする指導の充実（LHR・総合的な学習・各種講演会等）
 - ・ボランティア活動や地域社会と連携した活動による豊かな人間性の育成
- 校内研修及び自主研修の充実
 - ・発達段階に応じた「いじめ」の心理についての学習
 - ・グループエンカウンター等の社会性を育てる学習
 - ・ソーシャルスキルトレーニング等の学習
 - ・事例研究等による「いじめ」の実態と解決への手立ての学習
- 生徒会活動の充実
 - ・生徒が達成感を得ることができ、人間関係の深化が得られる生徒会行事
 - ・生徒が主体となって、自分たちの問題を解決することができる活動（いじめへの対策）

（２）いじめの早期発見

① いじめ発見のアンテナ

○アンケート調査

- ・いじめアンケート等の計画的な調査
- ・授業評価や学校評価アンケートの分析

○教育相談による発見

- ・教育相談週間の実施（「いじめ」についての実態把握）
- ・教育相談室の活用や先生に相談できる体制づくり

○教職員と生徒の日常の学校生活での発見

- ・休み時間や昼休み、放課後の機会を捉えた目配り
- ・多くの教職員による多様な教育活動を通した生徒との関わり
- ・校内巡回等による発見

○生徒会が主体となった取り組み

- ・生徒会活動による、いじめ防止の訴え、自発的な取り組み

② 学級内の人間関係をとらえる

○学級内のグループや関係性を客観的にとらえる

- ・教職員間の情報交換及び情報共有
- ・各種アンケート調査等による点検

③ いじめを訴える手段の周知

○家庭（保護者）・生徒への相談方法の周知

- ・話しやすい教職員に伝えて良いことを周知
- ・教育相談担当や養護教諭等への相談方法を周知（学校の連絡先の周知）
- ・関係機関への相談方法の周知（各種配布物・ポスターの校内掲示）

④ 保護者や地域からの情報提供

○いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みの周知

(3) いじめの発見と解決

① 発見→組織的対応

※単独で判断して対応しない

○いじめの情報の把握

発見した教職員から担任(学年)・生徒指導部・管理職に報告する

- ・いじめが疑われる言動の目撃
- ・生徒や保護者からの訴え
- ・アンケート等から発見

○対応チームの編成

- ・『いじめ防止対策委員会』で対応チームの編成

(例) 教頭、生徒指導部長、教育相談担当、該当担任、該当学年団、養護教諭、部活動顧問等(事案に応じて、柔軟に編成)

○対応方針の決定・役割分担

- ・情報の整理 → いじめの態様、関係者、加害者、被害者、周囲の生徒の特徴
- ・対応方針 → 緊急度の確認(自殺・脅迫・暴行・不登校等の危険性の把握)
- ・役割分担 → 被害者からの事情聴取と支援担当
加害者からの事情聴取と支援担当
周囲の生徒と全体への指導担当
保護者への対応担当
関係機関への対応担当

○事実関係の調査と支援・指導

- ・事実関係の正確な把握
いじめの状況やきっかけを聴き、事実に基づいた指導への準備を進める
(聴取の順は、被害者→周囲の生徒→加害者の順とする)
※いじめかどうかの判断は、対応チームで協議する(生徒間のトラブルが全て「いじめ」とはならないが、その場合はトラブル解消への指導を行う)

<事情聴取の留意事項>

- ・事情を聴くときは、人目に付かない時間や場所に配慮する
- ・安心して話せるように、該当生徒が話しやすい教職員が対応する
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教職員で慎重に対応する
- ・情報提供者の秘密を厳守する
- ・聴取を終えた後は、保護者に来校願い、直接説明することを基本とする(当事者)

<事情聴取の時に避けること>

- ・被害者と加害者と同じ場所で事情を聴くこと(使用教室等を変える)
- ・注意・叱責、説諭だけで終わること
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促す指導をすること
- ・ただ単に謝らせることだけで終わらせること
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと

5 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じるような事態が含まれる。これらの重大事態については、「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対応するとともに、事実関係を明確にし、同様の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの重大事態を、いじめ防止対策推進法、第28条に基づいて、次のとおり定義する。

- 1 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺をした場合など)
 - 2 いじめにより本校に在籍する生徒が相当に期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査する)
- ※ 生徒や保護者からいじめによって重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、『いじめ防止対策委員会』において、重大事態と判断した場合は、北海道教育委員会（オホーツク教育局高等学校教育指導班）に報告・相談するとともに、全教職員の共通認識の下、被害者（いじめられている生徒）を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

① 問題解決への対応

＜基本的な対応は、4 いじめ防止対策に関する措置 (3) いじめの発見と解決 に準ずる＞

- ・ 情報の収集と事実の整理・記録
- ・ 関係保護者、教育委員会、警察等関係機関との連携
- ・ P T A 役員、同窓会、支援する会等との連携
- ・ 関係生徒への指導（いじめの発見と解決の指導手順を確認）
- ・ 関係保護者への対応
- ・ 全校生徒への指導

② 説明責任への対応

- ・ いじめを受けた生徒及び保護者に対する丁寧な情報提供及び謝罪、今後の方針への理解
- ・ 全校保護者への対応
- ・ マスコミへの対応
- ・ 教育委員会への対応

③ 再発防止への取り組み

- ・ 外部有識者を招聘したいじめ防止対策委員会の開催
- ・ 教育委員会との連携のもと、指導方針の作成
- ・ 問題の背景、課題の整理
- ・ いじめ防止に向けた取り組み計画の見直し（改善策の検討・策定・実施）

6 取り組みの検証と実施計画等の見直し

『いじめ防止対策委員会』において、各種アンケート結果、いじめの認知件数や解決件数、不登校生徒数等、具体的な数値を基準としていじめ防止等に係る成果と課題を明らかにして評価を行い、その結果に基づき、実施計画の見直し及び年間指導計画を作成する。